

補装具・日常生活用具について

資料4－1	H18.10.5
障害者福祉団体説明会	
千葉市障害者自立支援課	

1 自己負担額について

これまでの応能負担（所得が多いほど自己負担が高くなる）から原則1割負担の応益負担に変わります。ただし表1のとおり月額負担額の上限設定があります。

また、これまで実施しておりました自己負担額の2分の1を助成する制度は、他の事業との整合性が取れないことから廃止されます。

表1 【月額負担上限額表】

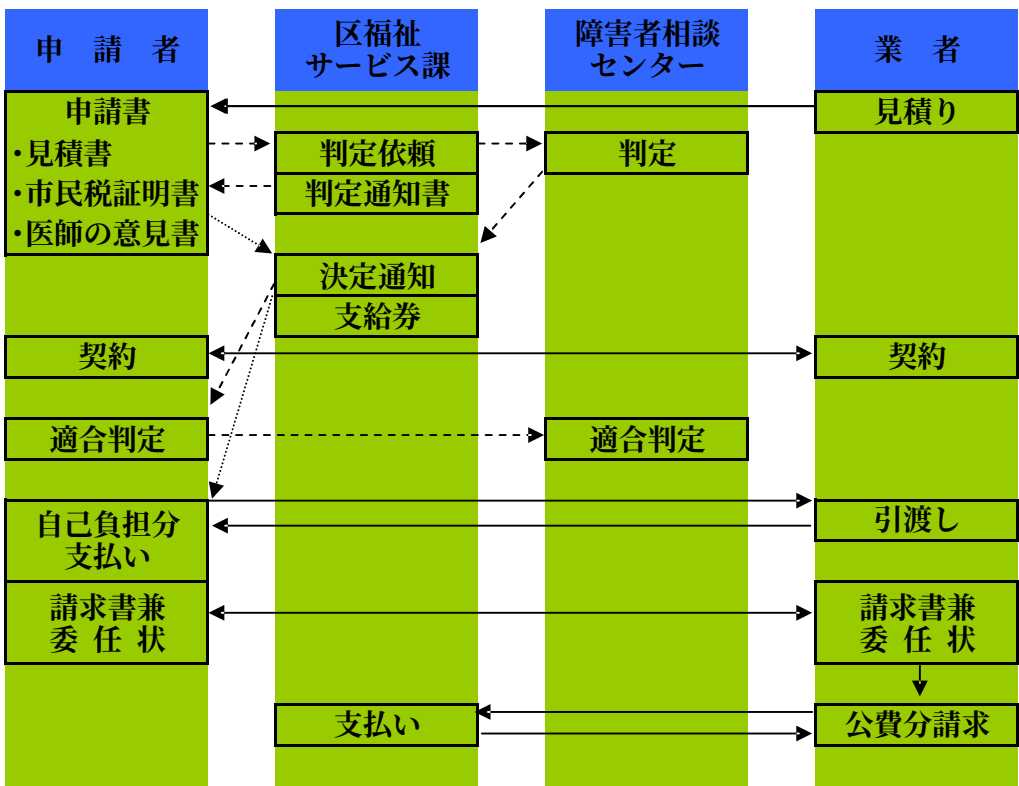
一般	市民税課税世帯	37,200円
低所得2	市民税非課税世帯で本人の収入が80万円を超える者	24,600円
低所得1	市民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下の者	15,000円
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円

2 用具の給付から用具費の支給へ

原則は用具費を全額支払ったあとで、9割分を千葉市に請求する償還払い方式に改められますが、千葉市では、これまでどおり、自己負担分（1割）のみを業者に支払い、9割分は直接業者に支払う、代理受領方式を取ります。

3 手続きの流れ

これまでの方法とほぼ同じです



4 品目について

表2のとおり、廃止されたもの、補装具から日常生活用具に移行したもの、日常生活用具から補装具へ移行したものがあります。

表2

補装具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具 へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ 移行
頭部保護帽			
人工喉頭			
歩行補助つえ（一本杖のみ）			
収尿器			
ストマ用装具	廃止	浴槽（湯沸器）	廃止
色めがね		パーソナルコンピュータ	

5 その他

本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合は、補装具費、日常生活用具費ともに、支給対象外となります。

なお、世帯の範囲は住民基本台帳での世帯が原則となりますが、住民票上同じ世帯であっても税制と医療保険で被保険者でなければ別世帯として扱うことができます。